

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化	
担当部局	総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 電話番号： 03-5253-5737	
評価実施時期	平成22年2月1日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)規制改正の目的 通信・放送分野の現行の法体系は、「電波法」（昭和25年法律第131号）と「放送法」（昭和25年法律第132号）が制定されて以来、新たな技術やサービスに対応して法律を追加・整備してきた結果、放送関連で4本、電気通信事業関連で2本の法律で構成されている。しかし、今般、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現するとともに、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行する。</p> <p>(2)規制改正の内容及び必要性 ①放送の参入規律 現在の我が国の放送法制における放送としては、a. 放送法上の「放送」、b. 有線テレビジョン放送法上の「有線テレビジョン放送」、c. 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の「有線ラジオ放送」及びd. 電気通信役務利用放送法上の「電気通信役務利用放送」がある。新たな放送法は、これら4つの法律を「放送法」のもとに統合した上で、 1) aの「放送」については、「基幹放送」とし、このうち、地上放送については、現行の放送法において、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を同一の者が行うこと（ハード・ソフト一致）が前提とされているが、新たな放送法では、ハード・ソフト一致に加え、新たな事業形態（ハード・ソフト分離）を認め、一致か分離かを事業者において選択可能とすることにより、事業者独自の創意工夫による経営の柔軟化が可能となる環境を整備するものである。参入規律については、引き続きハード・ソフト一致を希望する事業者については、従来どおり電波法の無線局免許のみによる参入（特定地上基幹放送事業者）の手続を存続させるとともに、新たにハード・ソフト分離を希望する事業者については、ハードについての電波法の無線局免許とソフトについての放送法の認定による参入手続を導入する。なお、ソフト事業者の認定の審査は、従来のハード・ソフト一致の事業者の免許の審査事項のうち、ソフトに係る事項について行う。 「基幹放送」のうち、衛星放送などの受委託放送については、現行の放送法においてハード事業者とソフト事業者を同一の者が兼ねることができない、いわゆるハード・ソフト分離の制度である。新たな放送法制ではこれを改め、基幹放送局提供事業者（新たな放送法におけるハード事業者）が認定基幹放送事業者（新たな放送法におけるソフト事業者）を兼ねることを許容することとする。このため、ハード事業者がソフト事業者等を兼ねる場合には、自身が行う放送の業務と他のソフト事業者が行う放送の業務が競合するため、ハード事業者が、他のソフト事業者向けの役務の提供条件を自己向けの使用条件と比して不利なものとしないう、ハード事業者に対して会計整理及びその公表を義務付けることとする。 2) b、c、及びdの放送については、新たな放送法では区別することなく「一般放送」とする。その参入手続については、原則登録とする（登録一般放送事業者）。例外として、cの有線ラジオ放送等については、現行法のまま届出とする。 3) 基幹放送事業者（基幹放送を行う事業者）、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、その参入手続において設備の安全・信頼性を確保するための技術基準適合性が求められ、また、参入後もその適合性維持義務が導入される。</p> <p>②重大事故の報告義務 設備に起因する放送の停止等の重大な事故が実際に発生した場合には、その事後の規律として、行政がその実態を把握する必要があるため、新たな放送法においては、1) 災害時には被害の状況を放送事業者に報告させることで、把握し、復旧や再発防止を放送事業者に促す、2) 技術基準が遵守されていない場合には、設備の改善を命ずる、等、重大事故の報告義務に係る規定を整備することにより、重大事故の実態を把握することを担保する。</p> <p>③有料放送事業者等に対する提供条件の説明義務等の新設 新たな放送法では、有料放送役務に関し、有料放送事業者、有料放送管理者及び契約代理店に対して、提供条件の受信者への事前説明義務を課すとともに、有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対して受信者からの苦情等を適切かつ迅速に処理する義務を課し、有料放送事業者に対して事業の休止に係る受信者への事前告知義務を課す。業務改善命令が出た場合に命令に従わないときは、罰則が適用される。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	別紙のとおり	
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>①放送の参入規律 1) 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の有線法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる。ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、新たな金銭的負担は発生しない。 2) 基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生する。 3) 基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある。具体的には、設備の冗長性の確保や故障の迅速な検知等が求められる。このため、個々の放送事業者において設備の改修等の費用が発生することは考えられるが、対象となる設備を一定規模以上の主要な設備とするよう総務省令で規定する予定であり、新たに発生する金銭的負担は限定的と考えられる。 ②重大事故の報告について、当該事故が発生した場合には、総務大臣に報告するための事務的負担が発生するが、新たな遵守費用は発生しない。 ③説明義務の詳細は今後省令で定まる予定であるが、過度な負担にならないようにするものとする。</p>	
(行政費用)	<p>①総務大臣に対し、免許、認定又は登録の申請があった場合は、当該申請に対する審査を行うための事務的負担が発生するが、現行の有線法や役務法の参入手続を行った者については、改めて登録を行う必要がない旨の経過措置を行うため、登録制度へ統合することに伴う事務的負担は発生しない。また、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、ハード・ソフト分離の制度を新設することに伴う事務的負担は発生しない。 ②重大事故の報告を受けた場合について、若干の事務的負担が発生するものの、金銭的負担は発生しない。 ③特段の金銭的負担は発生しない。</p>	
(その他の社会的費用)	特段想定されるものはない。	

規制の便益	便益の要素
	<p>①放送の参入規律の見直しを行うことは、事業者が放送の業務に参入しやすくなり、多様な番組が提供されることにより放送の健全な発達や国民の利益が確保されることとなる。また、地上放送についてハード・ソフト分離の制度を導入することにより、複数の放送事業者が、共同でハード会社を設立し、スケールメリットを享受してハードにかかる費用を軽減でき、事業者の経営の選択肢を拡大する。さらに、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合に、当該ハード事業者に対して会計の整理・公表義務及び提供条件改善命令に従う義務を課すことにより、ハード事業とソフト事業の関係の適正化が実現されることとなる。また、放送事業者に対し設備の維持義務を課すことにより、国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。</p> <p>②放送事業者に対し、重大事故の報告義務を課すことにより、設備の維持について意識を高めさせ、それにより設備が適正に維持され国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。</p> <p>③有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことにより、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境が整備される。</p>
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	<p>①一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の有線法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる）、ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を講ずる）、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生し、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある（新たに発生する金銭的負担は限定的）ものの、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現でき、また、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行することとしているので、事業者及び国民にとっても分かりやすい制度であるとともに、放送の健全な発達や受信者の利益が確保されるものであることから、適切であると考えられる。</p> <p>②放送事業者に対し重大事故の報告義務を課すことは、事務的負担が発生するものの、国民に必需の情報を確実に送ることを確保するために必要なものであり、放送の公共的な役割を発揮させる上で、適切であると考えられる。</p> <p>③有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことは、新たな事務的負担が発生するものの、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境の整備に不可欠なものであることから、適切であると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>平成21年8月の情報通信審議会答申「通信・放送の総合的な法体系の在り方（平成20年諮問第14号）」において、以下の点が提言されており、この内容を反映したものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）コンテンツ規律については、現行の放送法を核として、伝送サービス規律については、現行の電気通信事業法を核として制度の集約・大括り化を図ること。 （2）すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、それらを複数事業者で分担して行うかについて、事業者が選択して申請できる制度を整備すること。 （3）近年の放送中止事故の実情を踏まえ、受信者の利益を保護するため、放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備すること。 （4）有料放送について、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備すること。
レビューを行う時期又は条件	<p>（1）法律の施行後3年以内に、新放送法第93条第1項第4号及び第2項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>（2）法律の施行後5年以内に、（1）に定める事項のほか、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
備考	

法令の名称・関連条項（別紙）

規制内容	改正前 (旧法律名)	新放送法
①放送の参入規律 基幹放送の業務の認定 一般放送の業務の登録 (一般放送の届出) 基幹放送局提供事業者に対する会計の整理・公表義務 放送事業者に対する放送の技術基準 基幹放送事業者 認定要件(技術的能力)の追加 認定要件(技術基準の適合)の追加 設備の維持義務 基幹放送局提供事業者 設備の維持義務 一般放送事業者(登録) 設備の維持義務	第52条の13 役務法第3条 有テレ法第12条 有ラ法第3条 — 第52条の13第1項第2号 — — — — 役務法第11条	第93条 第126条 第133条 第133条 第119条 — 第93条第1項第2号 第93条第1項第3号 第111条 — 第121条 — 第136条
②放送事業者に対する放送の重大事故の報告義務 基幹放送事業者 重大事故の報告義務 設備の改善命令 設備に関する報告及び検査 基幹放送局提供事業者 重大事故の報告義務 設備の改善命令 設備に関する報告及び検査 一般放送事業者(登録) 重大事故の報告義務 設備の改善命令 設備に関する報告及び検査	— — — — — — — — —	第113条 第114条 第115条 第122条 第123条 第124条 第137条 第138条 第139条
③有料放送事業者に対する提供条件の説明義務等の新設 契約約款の届出への緩和 休廃止の周知 提供条件の説明 苦情処理義務 有料放送事業者等に対する業務改善命令 有料放送事業者等に対する違反の是正措置命令	第52条の4 — — — — —	第147条 第149条 第150条 第151条 第156条第2項 第156条第3項

※ 有テレ法（有線テレビジョン放送法）
 有ラ法（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律）
 役務法（電気通信役務利用放送法）